

## 愛知県社会福祉審議会規程の改正について

### 1 愛知県社会福祉審議会規程の改正案

第 6 条を第 7 条に、第 7 条を第 8 条に、第 8 条を第 9 条に、第 9 条を第 10 条とし、新たに第 6 条として、次の一条を加える。(新旧対照表は別添のとおり)

(専門分科会への委任)

第 6 条 審議会は、子ども・子育て支援法第 77 条第 4 項各号に掲げる事項について調査審議するときは、児童福祉専門分科会の決議をもって審議会の決議または意見とする。

### 2 改正理由

児童福祉専門分科会において、子ども・子育て支援法第 77 条第 4 項各号に係る事項について、調査審議するため。

#### <子ども・子育て支援法抜粋>

##### 第 77 条第 4 項

都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第 62 条第 5 項に規定する事項を処理すること。
- 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。